
第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 2 6 年 6 月 2 0 日 (金 曜 日)

議事日程

平成 26 年 6 月 20 日 (金 曜 日) 午 前 9 時 30 分 開 議

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 77 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 2 議案第 78 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 議案第 79 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第 80 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 81 号 物品購入契約の締結について
(大山第 3 分団消防ポンプ自動車)
- 日程第 6 議案第 82 号 工事請負契約の締結について (名和中学校大規模改修工事)
- 日程第 7 議案第 83 号 土地賃貸借契約の締結について (メガソーラー)
- 日程第 8 仮議長の選挙について
- 日程第 9 議案第 84 号 大山町土地開発公社の解散について
- 日程第 10 請願第 3 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願の取り下げの件
- 日程第 11 請願第 2 号 さらなる年金削減の中止を求める請願
- 日程第 12 請願第 3 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願
- 日程第 13 陳情第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について
- 日程第 14 請願第 4 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願
- 日程第 15 請願第 5 号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願
- 日程第 16 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 17 発議案第 2 号 手話言語法 (仮称) の制定を求める意見書の提出について
- 日程第 18 発議案第 3 号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について
- 日程第 19 発議案第 4 号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書の提出について
- 日程第 20 発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 21 決議案第 1 号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する

決議について

日程第 22 議員派遣について

日程第 23 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 4 号）

日程第 24 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 5 号）

日程第 25 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 6 号）

日程第 26 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

日程第 27 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 28 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）

日程第 29 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 30 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会 所管事務調査）

日程第 31 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

1 開議宣告

日程第 1 議案第 77 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 2 議案第 78 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 議案第 79 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 80 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 81 号 物品購入契約の締結について

（大山第 3 分団消防ポンプ自動車）

日程第 6 議案第 82 号 工事請負契約の締結について（名和中学校大規模改修工事）

日程第 7 議案第 83 号 土地賃貸借契約の締結について（メガソーラー）

日程第 8 仮議長の選挙について

日程第 9 議案第 84 号 大山町土地開発公社の解散について

日程第 10 請願第 3 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願の取り下げの件

日程第 11 請願第 2 号 さらなる年金削減の中止を求める請願

日程第 12 請願第 3 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願

日程第 13 陳情第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について

日程第 14 請願第 4 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願

日程第 15 請願第 5 号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願

日程第 16 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第 17 発議案第 2 号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について
（日程第 18・日程第 19 は、事件撤回請求書提出により欠番）

日程第 19 事件撤回請求書提出により欠番

日程第 20 発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第 21 決議案第 1 号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する
決議について

日程第 22 議員派遣について

日程第 23 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 4 号）

日程第 24 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 5 号）

日程第 25 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 6 号）

日程第 26 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

日程第 27 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 28 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）

日程第 29 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 30 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会 所管事務調査）

日程第 31 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（16 名）

1 番	加藤紀之	2 番	大原広巳
3 番	大杖正彦	4 番	遠藤幸子
5 番	圓岡伸夫	6 番	米本隆記
7 番	大森正治	8 番	杉谷洋一
9 番	野口昌作	10 番	近藤大介
11 番	西尾寿博	12 番	吉原美智恵
13 番	岩井美保子	14 番	岡田 聰
15 番	西山富三郎	16 番	野口俊明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小谷正寿 書記 ……………提嶋護大

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩
副町長 ……………小 西 正 記
教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠
総務課長 ……………酒 嶋 宏 社会教育課長 …………… 手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 ……………林 原 幸 雄
大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之 企画情報課長 ……………戸 野 隆 弘
税務課長 …………… 野 間 一 成 住民生活課長 …………… 森 田 典 子
建設課長 ……………野 坂 友 晴 水道課長 ……………白 石 貴 和
農林水産課長 ……………山 下 一 郎 農業委員会事務局長……田 中 延 明
福祉介護課長 …………… 持 田 隆 昌 保健課長 …………… 後 藤 英 紀
観光商工課長 ……………福 留 弘 明 観光商工課参事 ……………齋 藤 淳
人権推進課長…………… 松 田 博 明 地籍調査課長 ……………野 口 尚 登

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

6月定例会も、本日が最終日となりました。議案は少ないですが、活発な質疑・討論をお願いします。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第77号から議案第80号までは、すでに町長から、提案理由の説明を受けていますので、本日は質疑・討論・採決を行いません。議案第81号から議案第84号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決まで行います。

日程第1 議案第77号

○議長（野口 俊明君） それでははじめます。

日程第1、議案第77号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） おはようございます。

2 ページです。豪円湯院の温泉水は下水道に排水しており、経費負担が重荷になっているとありますが、豪円湯院は下水道使用量を経費として控除できると思いますが、本当に負担になっているのか。そしてそれをどう確認したのかお聞きしたいと思います。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、もちろん企業といたしましては、経費算入をするわけですが、経費になればそれですむという問題ではございませんで、いわゆる企業としての収益構造を悪化させる要因になるということでもあります。また現在は、豪円湯院のみであります。他の旅館等にこの豪円湯院から温泉水を供給した際にも、他の旅館も同じ状況になるために、今回、制度として、温泉水を下水道に流入させる場合、その経費の一部、いわゆる負担増となる経費部分の一部を助成をするということでもあります。

金額等につきましては、下水道使用料で確認ができますので、そののたい概ね 3 分の 1 程度を目安に助成をするというものでございます。以上です。

- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） もう一度確認したいと思いますが、他の旅館等ですね、温泉水をならつなぎ込まれた場合は、さらに負担、補助といいたいしょうか増えるということでしょうか。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議員が先ほど言われましたとおり、この制度は特定の企業に限ったものではございませんので、要綱に適合する施設をされた事業者は、大山に限らず大山町内すべてということになります。以上です。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 何番？。
- 議員（6番 米本 隆記君） 6番。
- 議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） 一つお聞きしたいことがあります。これ過疎自立計画のほうに変更ということですが、この豪円湯院は、何月議会だったでしょうか、一応議会としても議論をして賛成になった内容だと思っておりますが、その時の数字と変わりあるんですか。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） お答えいたします。平成26年度当初予算に計上額と一致いたしております。
- 議員（6番 米本 隆記君） 了解です。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありますか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案に反対の立場で討論します。
- 町の下水道の施設も老朽化が進んできています。施設の延命化を図る方策を検討されています。しかし、この過疎地域自立促進計画の中では下水道の経費負担が重荷になっているので町が助成をする、これのどこが自立でしょうか。一つの施設に限った施策は町民の理解が得られないと思いますのでこの議案に反対をいたします。
- 議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
- 他に討論はありますか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） ここで、ちょっと一言皆さんに。皆さん、そこの自席の前のへんから後ろに一礼されますが、演台に出て皆さんに向かって一礼されますので、2回も同じことをされる必要はないと思います。一つ、向こうに向かって、皆さんに向かって2度もされなくても演台で皆さんに礼をされれば、皆さん全員に見えるわけですから。そういうふうにされたほうがいいんじゃないでしょうか。

日程第2 議案第78号

○議長（野口 俊明君） それでは続けていきます。

日程第2、議案第78号 平成26年度大山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。補正予算第2号。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 何番ですか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 2つほど質問します。13ページです。13ページの農業委員会費64万4,000円の増は人事異動だろうと思いますが、どのような体制でどのようなことを今後なるのかっていうことをこの予算から見たいと思います。もうひとつ15ページ、地籍調査事業費委託料、地籍測量50万、どこにどのような目的で委託されたか。この2点お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 補正予算につきましては、担当よりそれぞれ述べさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○農業委員会事務局長（田中 延明君） 議長、農業委員会事務局長。

○議長（野口 俊明君） 田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中 延明君） 失礼いたします。農業委員会の人件費に関わります補正予算について、本来ですと人件費の関係につきましては、総務課において説明すべき事項でもあろうかとは思いますが、所部部署といたしまして

も当然に把握しておくべきことですので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、議員ご指摘のとおり、4月の人事異動に関わるものでございます。内容につきましては、給与及び管理職手当、これの増額が事務局職員の昇格に伴う人事異動によりますものでございます。

また住居手当及び通勤手当につきましては、事務局職員の転居によりまして、新たに住居手当が必要になったもの、及び転居に伴い通勤距離が変更になったことにより増額分ということでございます。

いずれも町の職員の給与に関する条例等、これに規定された額により積算しておりますのでよろしくご審議をお願いしたいと思います。以上です。

○地籍調査課長（野口 尚登君） 議長、地籍調査課長。

○議長（野口 俊明君） 野口地籍調査課長。

○地籍調査課長（野口 尚登君） 先ほどのご質問の地籍調査事業費の委託料 50 万はどこへというご質問にお答えいたします。

中山地区の退休寺、大字退休寺の中の 0.21 平方キロメートルを調査拡張する予定といたしております。

○議長（野口 俊明君） 発言は許可を受けて。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） そうしますとですね、人事異動による、局長が変わったということ、実は昨年度までは農林水産課長が兼務ということであったというふうに、実は私も農業委員会に議員の中で任命されたと、選任されたということを出ております。7月6日に、農業委員会が選挙ということになっていますが、それについて農業委員会内で、まあ何故こんなこと言うかといいますと、農業委員会というのは、なかなか表に出てこなくて分かりにくいと。なくてもいいじゃないかと言われるようなところでもありますんで、この際、選挙に伴いますなかで、スーパー農業委員を作んなさいと言われてみたり、女性をどんどん出せと言われてみたり、なかなかそのあたりが、スーパー農業委員を出せと言われるとやっぱりベテラン、わりかし中が分かってる方でないと務まらない難しい案件もでございます。そういったなかで、逆に言うと女性も出せと言われるとなかなか出たがおらないので適任者でなくてもいろんな方、お願いして出すわけですけど、そのあたりのギャップというかね、というようなこともこの際ですから農業委員会の内部、あるいは農業委員会の中で、話されていることも若干話していただい

ればなというふうに思います。

それで地籍調査のほうですが、地籍調査費は今、国のほうからね、現認者がおらなくなるから、どんどん進めてくださいというようなことを言われています。この金のない、財政難のおりにですね、このようなことを国がやるということは、よっぽど本腰を入れておるんかなと。それに答えるべく、委託料 50 万だとすれば全然少ない、どんどんやってほしいなとこの際だからと思いますが、どうですか。

○地籍調査課長（野口 尚登君） 議長、地籍調査課長。

○議長（野口 俊明君） 野口地籍調査課長。

○地籍調査課長（野口 尚登君） 国の予算につきましても近年要求額満額内示ということが難しい状況になっています。去年は景気対策ということで、要望額全額つきましたですけども、国の予算としても難しい状況、県の推進協議会といたしましても、国に対しての予算満額ということで要望活動されるというふうに聞いております。この 50 万につきましても、基本額の中の消耗品費から利用させていただいてですね、少しでも進捗を上げたいという気持ちから面積を 0.21 平方キロ拡張したいという考えから行っているものでございます。

○農業委員会事務局長（田中 延明君） 議長、農業委員会事務局長。

○議長（野口 俊明君） 田中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中 延明君） 失礼いたします。

農業委員会の、全国的に農業委員会のあり方等が議論されておりました、この大変革時のなかで、農業委員会としてどういう方向で進んでいくのか、改めてこの 7 月に改選をされます委員さんと共にしっかりと研修を積み重ねながら、またその農地法の改正も取りざたされておりますし、そういう部分も含めまして、農家住民の皆様が目に見える形で農業委員さんが、前のほうに出て、率先して活動できるような体制づくりに事務局としては努めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 8 ページですけど、8 ページにですね、企画費のところでございますけれど、企画費の下、総務施設管理費ですが、高麗コミュニティーセンターに 36 万円も嘱託職員賃金がみてございますけれど、企画費のコミュニティー助成事業補助金 410 万円というのがありますが、これがですね、高麗のほうには確か見てあったでないかいうぐあいには思ったりしますが、このコミュニ

ティー助成事業補助金とは別にまた高麗コミュニティーセンターに嘱託職員を置くという考え方でこれを計上されたかどうか伺いたいということとですね、それから 16 ページの観光費の中の案内看板が、これは組み換えですね。どこの組み換えだったかなというぐあいに、どこの分だったかということをお聞かせいただきたい。以上です。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島 千津夫君） ご質問にございました高麗コミュニティーセンターの嘱託賃金の 36 万円の増額につきましてご質問いただきました。

このたびの 4 月の異動で高麗コミュニティーセンターの職員と大山分館、大山農村環境改善センターの職員とが異動ということがございました。それぞれの職員の月額賃金のぐあいがございます、その賃金差を統制するために上げたものでございまして、高麗コミュニティーセンターのほうでは 36 万円の増額になっておりますが、今度ページをはぐっていただきまして、14 ページの下のほうになります農業施設運営費、こちらのほうでは 23 万 9,000 円ほどの減額等が含まれております。そのような形での、金額あたりの訂正をさせてもらったということがございまして、相殺するような形でこういう形に上げさせてもらったという格好になっておりますのでよろしくお願ひします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 観光費の中の工事請負費と委託料の組み替えでございますが、これは山陰道の八重附近に新しい看板を設置するということで、予算計上をいただいております。設計は昨年度予算で終わっておりますが、その結果、建築確認申請の手続きが費用であることの規模になりました関係で、その部分を工事費のほうから組み替えによってねん出をさせていただきたいというものであります。以上です。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 歳出 7 ページになります。一般管理費で町政 10 周年イベント運営委託料 200 万があがっております。内容をお聞きしたいと思ひます。全協で NHK ラジオ公開放送するとは聞いておりますが、委託の内容をお願ひいたします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。町政 10 周年プレイベント委託料ということで 200 万円の計上をお願いしているところでございます。

これは全員協議会でもご説明いたしました NHK のラジオ全国放送 9 月 21 日を予定いたしておりますが、こちらの全国放送に合わせまして NHK と大山町とで協力をして 1 日にぎやかな催しを行おうというものであります。

まず 1 点は、NHK の全国放送。2 つ目で町民向けの NHK 鳥取放送局の独自番組の制作、そして NHK さんのキャラクター等を活用いたしました子どもさん向けの企画と、この 3 つの企画を NHK さんと一緒にやろうというものであります。会場が名和トレセンということで、体育館なものですから、通常のホールとは異なる経費が必要となってまいります。合わせまして体育館の外の部分を使用いたしまして大山町の食の魅力等を住民の皆さんにより知っていただくといったような企画も考えておまして、こうした諸々の経費、これまでに同じような事業を行われました他町の事例を参考にさせていただきまして計上をお願いしているところであります。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） まず町政 10 周年ということを迎えまして町民もたくさん関心が寄せられていることと思います。記念イベントですけれども、今となっては 9 月ですので間に合わないとは思いますが、是非、イベントについてどういうイベントをするのか、まず町民、議会、行政ともに考える機会というか町民に対してもアイデアとか募集する期間があってもよかったですのではないかと思います。それについてどう考えられますか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 町政 10 周年記念事業につきましては、所管、総務課の方がお答えすべきかもしれませんが、これにつきましては、やはりいろんなご意見等伺ってこれからいろんな企画が考えていかれるのではないかというふうに思っております。今回はあくまでもそのプレイベントということで、こういう NHK の全国放送が大山町で行われるという機会をとらえてそれをさらに充実しようというものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長(酒嶋 宏君) 10周年記念事業ですけれども、記念事業自体は27年度を予定しております。

事業につきましては、内部的には昨年から検討しております今年度につきましては、具体的な予算化をはかるためにもう少し議論をしようというところの段階でございます。

○議員(13番 岩井 美保子君) 議長、13番。

○議長(野口 俊明君) 13番 岩井 美保子君。

○議員(13番 岩井 美保子君) 11ページでございます。7番の賃金のところでですね、嘱託職員賃金中高ふれあい文化センターで180万円が不用額にしてありまして、臨時職員の賃金が140万円と補正であがってきております。これは補正で上がってきたということは、途中で何かあったということなんでございませうか。説明をお願いいたします。

○人権推進課長(松田 博明君) 議長、人権推進課長。

○議長(野口 俊明君) 松田人権推進課長。

○人権推進課長(松田 博明君) ご質問にお答えいたします。今回の賃金の補正につきましては、3月末で、これまでお願いしておりました嘱託職員が退職いたしました。で、4月以降あらたに臨時職員ということで雇用いたしました関係で賃金を組み替えさせていただきました。嘱託賃金から臨時職員への組み替えということで今回の補正を上げさせていただいております。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 16ページの観光費の工事請負費です。

先ほど答弁の中で、確認申請が必要なので、工事費からねん出するんだということでしたけれども、なぜ工事費の中から確認申請分を引くのかということを知りたいと思います。

本来だと工事の行政側の積算根拠というのは、直接工事費に企業としての諸経費、もろもろ足してこの金額、当初予算1,021万6,000円ですか、が計上されていると思うんですけれども、先ほどの答弁から言えば、だったら元の積算根拠はなんなのというところに非常に疑問を持つわけですけれども、そのあたりお聞きしたいと思います。

それから17ページの土木費の道路新設改良費の工事請負費です。町道野田線で700万円の増額ですけれども、当初予算1,800万円でした。約4割近くの増額です

けれども理由をお聞きしたいと思います。

同じくその下の公有財産購入費の町道山村文珠領線の 130 万円の増額です。当初予算には 75 万円しか計上してありませんでしたけれども増額の理由をお聞きしたいと思います。

○観光商工課長(福留 弘明君) 議長、観光商工課長。

○議長(野口 俊明君) 福留観光商工課長。

○観光商工課長(福留 弘明君) まず、看板の積算についてでございますが、今年度予算に計上いただいております看板の工事請負費であります。これは例えば 1 基 2 基というものを積算を行った上で、予算計上をお願いしたものももちろんございますけれども、大山周辺の案内版、必要なところ例えば 10 ヲ所から 20 ヲ所といったような枠でいただいている部分がございます。そういった部分がございますので、今回はこの工事請負費からの組み替えという対応を取らせていただいたということでございます。積算の根拠を崩して移したというものではございませんのでご理解を賜ればと思います。

続きまして、町道所子野田線でございますが、町道ではございますが、これは旧大山電気、新たに菅公アパレル株式会社が進出をされます前の県道から所子集落に至る道路であります。これの補正理由であります。県道の取り付け部分の協議を行いました結果、縦断勾配を変える必要が出てきたということでありまして、それに伴いまして、当初舗装等構わないはずであった部分につきましても、舗装をし直すという必要が発生したということが 1 点。そしてもう 1 点は、町道の横に水田がございますけれども、当初は現状のまままでと考えておりましたが、強度の関係で擁壁をここに入れる必要があると、いわゆる自動車の輪荷重の関係で耐久性に不安が出るということが判明をいたしました結果、擁壁を付けるといったような 2 点が大きな変更でプラスの補正をお願いしているところであります。

以上です。

○建設課長(野坂 友晴君) 議長、建設課長。

○議長(野口 俊明君) 野坂建設課長。

○建設課長(野坂 友晴君) 用地費の増額につきましてでございますが、用地交渉を重ねてきておりましたところようやく 1 名の方でございますが、用地の了解が取れたということで今回追加であげさせていただいているところでございます。

以上です。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) 議長、4 番。

○議長(野口 俊明君) 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 案内看板設置についてだけお聞きします。先ほど答弁のほうで枠でいただいているという回答がありましたけれども、ということは他の部分です、例えば、例えばですけれども、10みてあったものをその分、たとえば8つにするとか7つにするという理解でよろしいでしょうか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。特に大山におきます案内看板でございますが、現在環境省等と関係機関と看板の意匠あるいは設置基準的なこと、そういったものにつきまして、協議を行っているところであります。どういったところにどういった看板を国立公園、園内は付けるべきなのかといったことを協議をいたしております。したがって、看板の大きさとか、設置個所がまだ現段階ではっきりしないということからでの枠での予算計上をいただいたということでございますので、直接これが箇所数の減につながるというものではございません。必要などころに必要な案内板を付けさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

[「了解」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第79号

○議長（野口 俊明君） 日程第3、議案第79号 平成26年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 大山町国民健康保険特別会計補正予算に反対の討論をします。

5月の臨時会で国保税を引き上げる条例が可決されました。一人平均、年平均7,000円強の引き上げでありました。引き上げは3年連続であります。国保加入者にとりまして大きな負担、さらなる増大になるものでした。本当に国保加入者は、四苦八苦の納入されているわけですが、その実情を考えれば、引き上げない方法もあったはずだということをおもその時の討論でも私言いましたが、この国保税引き上げに反対したのもとして、この引き上げに伴う補正予算、認められないということで反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番 杉谷 洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 失礼します。毎回、大森さんの指定席みたいなことでいつも言っておられますけど、私は国民保険税もそりゃあ私は安いほうがいいと思いますよ。だけどこれを、安定的に継続にやっていかかと思えばですね、多少のこういうことは皆さんで応分の負担をしながら頑張っていくべきではないかなというふうに思います。じゃあ失礼します。よろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案に反対の立場で討論します。

医療費の抑制のためには、健康づくりと疾病予防、早期発見、早期治療が欠かせないと思います。ところが、そのためには現状では予算が十分ではないと思います。ある一定のルールを定め、一般会計から繰り入れることで、希望者全員が特定健診や人間ドックを受診できるようにすべきだと思いますが、その予算がありませんので、この補正予算に反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 賛成の立場で討論いたしたいと思います。

議案第79号については、教育民生のほうで審議いたしました。その結果、まずこの保険税の減免の対象者は、2割、5割、7割とあるわけですが、5割近い方に減免をしているという事実がございます。そういったなかでどうやってこの保険料を負担させるかという基金も残しながらさまざまな形をシュミレーションしたうえで、ぎりぎりの選択でこの特別会計を保っているというふうに委員は判断いたしております。

地方議会人の今月号、6月号に実はちょうど福祉政策と地方議会人という特集が組んでございまして、ちょっとコピーしてまいりました。そのなかで私は目を引いたのが、関西学院大学経済学部教授の林宜嗣さんの欄の、最後のまとめの感じですが、「求められる総合的視点からの改革」というふうに銘打って書いてあります。ちょっと読まさせていただきます。「限られた財源をさまざまな目的に最も効果的に配分することが国民福祉を向上させるために必要であります。医療に振り向けられる資源が多ければ多いほど望ましいというわけではありません。真のニーズにあった医療の機会を国民に均等にかつ安定的に提供していくためには、医療供給体制の整備とともに給付と負担のあり方などに関して長期的に安定した医療制度を確立する必要があります。そして、福祉国家としてとりあげられるスウェーデンでは、産業は福祉の糧という発想のもと、経済力の強化にも取り組んでいる。」元がないと張れないということですね。そして最後の結びです。「福祉政策の財源をねん出するためにも、特に地方経済の再生は不可欠である。地方議会には、こうした総合的な視点から住民の福祉維持に対応してもらいたい」とこういうふうに結んでいますので、地方議会人の方も、そういった総合的視点で、いろんな財源をみていただきたいというふうに思い、私は賛成の立場で討論いたしました。

（拍手あり）

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 4 議案第 80 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 80 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 5 議案第 81 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 81 号 物品購入契約の締結について（大山第 3 分団消防ポンプ自動車）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ご上程いただきました議案第 81 号 物品購入契約の締結につきまして（大山第 3 分団消防ポンプ自動車）の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、物品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

この度購入する消防ポンプ自動車は、大山第 3 分団の消防自動車を更新するも

ので、6月10日に4業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額2,048万7,600円で、鳥取市古海356番地1 株式会社 吉谷機械製作所 取締役社長 吉谷典雄が落札し、6月12日付けで物品購入仮契約を締結いたしたところでございます。なお、納入期限は平成27年2月27日といたしております。

以上で、議案第81号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番、圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 参考までに教えていただければと思いますけれども、かなりの年式がたっているものだろうと思いますけれども、どれぐらいの年式とそれから走行距離が実際どれぐらいのものか分かれば教えていただきたいと思えます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 購入年月日ですけれども1993年に購入しておりまして21年経過しております。走行距離につきましてはちょっと把握しておりませんが、かなり老朽化が進んでおるということでございます。

予定としましては、大山、中山、名和、かなり老朽化しておりますので、順次更新していくというような予定にしております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 82 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 82 号 工事請負契約の締結について（名和中学校大規模改修工事）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

- 町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 議案第 82 号 工事請負契約の締結につきまして（名和中学校大規模改修工事）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

平成 26 年 6 月 18 日付けで名和中学校大規模改修工事に関する仮契約を締結いたしましたところでございます。

この工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、名和中学校大規模改修工事でございます。

契約金額は、1 億 3,338 万円で、工期は、議会議決の翌日から平成 26 年 10 月 31 日まであります。

契約の相手方は、名和中学校大規模改修工事竹田工務店・松本建設特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 竹田工務店代表取締役 竹田昭生。そして契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第 82 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

- 議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） この契約の目的を見ますとカッコ書きで敢えて建築というふうに書いてありますけれど、電気などの改修回収もこれはまた別個に出てくるというふうな意味合いで建築書かれたのかどうかお聞きしたいと思います。

それから合わせてですけれども、大規模改修工事で夏休み期間中を含め、10 月

いっぱいまでという工期ですから、工事区域周辺には生徒もおられるわけですが、その辺の安全対策というのは発注側としてはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） ただいまのご質問にお答えします。まずカッコ書きで建築と書いておりますけれども、これは電気工事等も含めた工事でございます。

それから安全管理についてでございますけれども、現場説明の資料の中にもですね、そういった児童生徒の安全に十分に配慮していただくということを記載しておりますし、実際の現場説明会の場においても直接関係業者様にはそのようなことをお願いしたところでございます。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 82 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 7 議案第 83 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 7、議案第 83 号 土地賃貸借契約の締結について（メガソーラー）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 83 号 土地賃貸借契約の締結につきまして（メガソーラー）ということではありますが、提案理由のご説明を申しあげます。

本件は、下市林ノ峯地区にある町有地 9,945 平方メートルを大規模太陽光発電事業事業者に貸付けるものであります。

本町有地は現在使用しておらず、今後も使用の目途が立っていない遊休地の状況でありまして、事業者の誘致により借地料と固定資産税の収益増を見込むものであります。

事業者の選定にあたりましては、公募を行い選定をいたしました。貸付期間は、平成 26 年 9 月 23 日から売電開始後 20 年間とし、賃料は年額 119 万 3,400 円であります。ただし、賃料は、売電開始後から 20 年間、徴収するものであります。

土地を貸し付ける事業者は、2 名の個人事業主であります。

これで、議案第 83 号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 2 点お聞きしたいと思います。

全員協議会の場でも賃貸料平米あたり 120 円という説明がありましたけれども、これの根拠が 1 点です。

それから先ほど提案説明の中でもありましたけれども、固定資産税の話がありました。実際固定資産税として、年間どの程度の税収と言いましょうか、これを見込まれるのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） お答えいたします。

まず賃料の、賃貸料の件でございますけども、これは今回 2 社がこれを希望しておりましたので、計画を提示させてコンペを行いまして決定したものでござい

ます。

賃料について提示した金額が 120 円というのは、提示された 2 社の中で高いほうの金額でありました。それが提示された金額ということでございます。それと固定資産税のことでございますけども、1 年間ということでございましたけども、20 年間ということで出しておりますが、約 1,300 万円の見込みとしております。

以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 83 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 仮議長の選挙

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、仮議長の選挙についてを議題にします。

このあと、議長・副議長がともに除斥になる事案がありますので、あらかじめ仮議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦に決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

仮議長に 野口昌作君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 野口昌作君を仮議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 野口昌作君が仮議長に当選されました。

○議長（野口 俊明君） 仮議長が決まりましたので、除斥になる議員は退場してください。該当者は、岡田副議長・杉谷議員・西尾議員・岩井議員・西山議員、そして私、野口です。退場してください。暫時休憩します。

(野口昌作君 議長席に移動)

(岡田副議長・杉谷議員・西尾議員・岩井議員・西山議員、野口議長 退場)

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 27 分 再開

○仮議長（野口 昌作君） 再開します。

仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 9、議案第 84 号 大山町土地開発公社の解散についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○仮議長（野口 昌作君） 町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） ご上程いただきました議案第 84 号 大山町土地開発公社の解散について、提案理由の説明を申し上げます。

大山町土地開発公社は前身の汗入土地開発公社が昭和 48 年に設立されて以来、旧中山町、旧名和町、旧大山町のさまざまな先行用地取得事業にかかわってまいりました。

平成 17 年の合併後も、大山町土地開発公社として存続しておりますが、合併後は事業を行っていない状態であります。第 3 セクターの見直しにより、全国的に土地開発公社の解散が相次いでおり、県内でも若桜町、米子市、伯耆町、三朝町がす

で解散し、倉吉市が今年度解散予定であること、また大山町には土地取得会計があり、代替としてこちらの活用が可能なことから、6月18日に開かれた大山町土地開発公社理事会で大山町土地開発公社の解散について可決がなされました。

今後、鳥取県知事に解散認可の申請をするにあたり、公有地拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により本議案の議決を求めるものです。

以上で、議案第84号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○仮議長（野口 昌作君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○仮議長（野口 昌作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○仮議長（野口 昌作君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○仮議長（野口 昌作君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○仮議長（野口 昌作君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

以上で仮議長の役目は終わりました。暫時休憩します。再開は10時45分といたします。

(岡田副議長・杉谷議員・西尾議員・岩井議員・西山議員、野口議長 入場)

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

日程第10 請願第3号「介護・医療総合確保法案」の撤回を
求める請願の取り下げの件

○議長（野口 俊明君） 再開します。

日程第10、請願第3号「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願の取り下げの件を議題といたします。

お諮りします。

請願第 3 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願については、請願者より 6 月 18 日に上記法案が参議院本会議で与党の賛成多数で成立させられたためということで、取り下げ理由が出ております。

請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「議長」「議長」「8 番」「12 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 8 番、杉谷 洋一君。皆さん言っておきますが、今のように「議長」だけじゃあれですね。番号言われたほうが・・よろしくお願ひします。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） えっとですね、この請願というのはですね、どういう手続きで請願を受け付けて、またどんな手続きでじゃあ取り消しということになったのでしょうか。私、以前から思うんですけれど、やっぱり国のことは国でね、しっかり審議してほしいと思いますし、それでこの次の、こういう委員会でもたぶん審議されたと思うんですよ。その委員長に質問してもよろしいでしょうか、議長。

○議長（野口 俊明君） 休憩いたします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。ご異議ありませんか。

〔「はい、12 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議がありますので、起立により採決します。

請願第 3 号「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願の取り下げについては、許可することに賛成の方は起立願ひます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 賛成多数です。

したがって、請願第 3 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願の取り下げは許可することに決定しました。

したがって日程第 12、請願第 3 号は欠番にします。

日程第 11 請願第 2 号から、日程第 13 陳情第 2 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 11、請願第 2 号 さらなる年金削減の中止を求める請願から、日程第 13、陳情第 2 号「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情についてまで、計 2 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、西尾 寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） ただいま議題となりました請願第 2 号および陳情第 2 号の計 2 件につきまして、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 26 年 6 月 11 日。審査人数は 5 人です。

まず、請願第 2 号 さらなる年金削減の中止を求める請願書、少子高齢化社会が進むなか、年金制度の維持のためには、全体的な調整を図る必要があり、調整を行わないことは、すでに払い損が確定している若者へ、さらなる負担を強いる可能性につながります。

採決の結果、全会一致で、不採択と決しました。

陳情第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情についてろう者にとって、手話は大切なコミュニケーションの手段であり、手話教育の充実や環境整備など、優しい社会の実現が求められます。

我々が話しているこの日本語でさえ法律としては定められていないという意見もありましたが、それだけろう者は情報伝達に苦勞しているという現状を打開するためにも、法整備が求められます。

採決の結果、採択 3 人、趣旨採択 1 人で、採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから請願第 2 号 さらなる年金削減の中止を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 委員長報告に反対、つまりこのさらなる年金削減の中止を求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

まず 1 点目、年金削減の理由といたしまして、特例水準の解消を上げていますけども、消費税の増税、物価の値上がり、社会保険料の負担増などなどですね。年金生活者の生活実態というのは、10 年前よりもさらに厳しくなっているというのがありますが、その点からもこの特例水準の解消っていうのは、理由にならな

いというふうに私は思います。

それから 2 つ目の理由としまして、この年金削減というのは、地域経済にも大きな影響を与えるということがあると思います。合計 2.5%の削減によりまして、大山町内の年金額みてみましても、合計で 1 億円も減少するという実態があります。

3 つ目としまして、年金制度の改悪で、若者の年金離れが進んで年金制度が悪化することになると。ですからこのように、さらなる年金削減というのは、高齢者の生活困難をもたらす。そして消費の冷え込みをもたらす。それが経済の悪化をもたらす。そして税収の減少にもつながるということで、それがまた年金の削減にもいくという負のサイクルを招く結果になっていくのではないかとということが非常に懸念をします。

ですから年金の削減はむしろ制度の持続性に逆効果であるというふうに私は考えますので、さらなる年金削減の中止を求める請願は、私は採択すべきというふうに考えます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 私は、さらなる年金削減の中止を求める請願につきまして委員長の報告のとおり反対ということに賛成するものでございますが、まず最初に私も年金を受け取っております。そういう立場からいいますとですね、多いほうがいいと言えまあそれに間違いございませんが、ですけども今の社会福祉費の動向を見ますにですね、ほんとうに日本の福祉費がこれから先もてていくかというようなことを考えますと、やはりこれは削減やむを得ないではないかというぐあいに思ったりします。

それから若い人の話を聞いてみますとですね、若い人が言われるのでは、やはり日本の財政がパンクしてしまう、そうすればこの年金等もなくなってしまふ、言うなればそのパンクの原因は福祉費のほうからパンクの原因になっていくんだということですね、やはり日本経済の破滅というようなことは、まあおそらくはないとは思いますが、実際にそういうようなとらえ方もしておられる人もあるようでございまして、やはり、この財政を一つ一つ大切に、持続可能な会計を保っていかなければいけないではないかというぐあいに思ったりいたします。

それからもう 1 点ですね、若者の年金離れということをおっしゃるんですけども、若者の年金離れはですね、やはり将来的に年金がもらえない状態になるんだ

ということから若者の年金離れというものが出てくるという状況だと思ったりします。将来もらえない状況というのが、いわゆる財政が破たんしてしまうんだというような捉えからきているわけでございまして、財政をしっかりしなければいけない。そのためには、やっぱり年金削減をやっていかなければいけないというぐあいな立場でございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 委員長報告に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この請願第2号は採択すべきものだと思います。

昨日も町民の方から、「どうしてこんなに税金が高いのか、消費税は上がり、年金は下がるのに」と言われました。

実際、食料品をはじめとする、生活必需品は上がっています。所得が年金受給しかない高齢者の方の生活を守るために、これ以上の年金を削減すべきではないと思いますので、この請願第2号は採択すべきものだと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私は委員長の報告のとおり、賛成をいたしたいと思いますが、その理由、まず1番大きな点はですね、社会保障費の世代間格差、これはですね、社会保障費として払う額とそれから公共サービスとして受益を受ける者との差額、実はですね、60代以上はですね、金額に直しますと5,000万近い黒字、しかしながら今の20代5,000万近い赤字、実は20代は払わなくて良いものなら払わないほうがいいわけです。

こういった不公平を改正するためには、今言われているような2.5%の削減なんていうものでは生ぬるいというふうに私は考えております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願は、採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって、請願第 2 号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 次に、陳情第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、陳情第 2 号は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

日程第 14 請願第 4 号～日程 16 陳情第 3 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 14、請願第 4 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願から、日程第 16、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情まで、計 3 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長、杉谷 洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） ただいま議題となりました、請願第 4 号、請願第 5 号、陳情第 3 号の 3 件につきまして、総務常任委員会の審査結果の報告を

いたします。

審査年月日は、平成 26 年 6 月 9 日・10 日・11 日の 3 日間です。審査人数は 6 人です。

請願第 4 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願、安倍内閣は憲法解釈を変え、集団的自衛権の行使を閣議決定で認めようとするのは、立憲主義の否定であるという意見に対し、日米同盟による防衛体制の変化に伴い、ミサイル防衛等必要最小限度の範囲内でわが国の平和と安全を守る上で必要であるという意見もありました。

採決の結果、採択 3 人、不採択 2 人で採択と決しました。

請願第 5 号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願、政府は、1993 年「河野談話」によって「慰安婦」の政府関与と強制連行を認め、韓国に謝罪したが、政府要人は「強制連行はなかった」と発言されました。国際社会で、性奴隷制、女性人権侵害問題となっています。

一方、「河野談話」による謝罪と元慰安婦に対し、アジア女性基金とともに、医療、福祉支援事業や「償い金」の支給等で最大限の協力を行い、継続しているという意見があります。

採決の結果、採択 3 人、不採択 2 人で採択と決しました。

陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情、地方分権に伴い、社会福祉保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積り、これに見合う財源を確保するための交付税額等、国と自治体間の十分な協議・対策を求めます。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから請願第 4 号「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 両方に言えることなんですけれども、4 号、5 号、国の関係の法案のなかで、すごく難しい。今でもたとえ自民党であっても、中が割れたりしておるところであります。まあ与党になってる公明党だって、なかなかうんと言わないというようなところのなかで、請願者が誰であれ、その審議をですね、国で難しいものをどのような資料でどのような見識をもってされたのか

委員長にお聞きしたい。

何故かと言いますとそれほど難しい、外交であったりあるいは国益であったり、生命財産を守るために国のレベルでやっているものを地方議員がどうやってこれ審議されたのか。どれぐらいの時間で審議されたのか。私が新聞とか、それこそ憲法9条ですら、そんなにすらすらと全部覚えておりませんし、そのレベルの情報しか新聞であったりテレビあったり、レベルでないものですね、どうやってできたのかと私は不思議でかないませんが、後に出てきますが、継続審査にしたり、勉強課題にしたりということであってもよかったのかなというふうに思うわけですか。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 総務常任委員長、杉谷 洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） 先ほどのご質問です。この件に関しまして、委員のなかでも、やっぱり国会は国会の国のレベルで国の中でしっかり審議してほしいなということが委員会の中でも議論されましたし、この件に関しても3時間以上費やしました。で、賛成される人、反対される人それぞれあったわけなんですけど、ただ情報源として新聞あるいはテレビ等でいろいろまあ現在も国会の中でも議論されているので、というようなところをもって審議をいたしましたし、またこういう問題も、やっぱり何かそういう集団的になんかあった時、じゃあ今から国会議員の皆さん、今から審議をしましょうや、日本をどういう方向にするんですかと、決めるではなくしてやっぱり事前にああだこうだといろんなことを想定しながらいろいろ考えていくということも必要ではないかなというふうに考えたわけなんですけれど、まずもってこういう問題は、国のほうでそれぞれ与党、野党、あります。確かに与党の中でも大変これも喧々諤々やっております。

ということで、これを継続審査でもいいではないかなと、今、西尾議員のほうからありましたけども、それは全然考えませんでした。継続審議したところでこれは平行線でいつまでたっても我々の委員会の中では歩み寄る方向がないわけですので、どっかでもう結論を出そうということで、今回こういうことで採決しましたら、採択3人、不採択2人ということで決した状況です。答えになってないかも分かりませんが、まあそういうことです。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大杖 正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 私は、集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出の請願に反対の立場で討論したいと思います。

我が国日本は、狭い国土であります。周りをすべて海に囲われており、更に貿易立国という立場から、周辺を取り巻く状況や、日米同盟による防衛体制の編成に伴い、ミサイル防衛の運用など、必要最小限度の範囲内で、集団的自衛権の行使容認すべきであり、また行使容認は我が国の平和と安全を守る上で行うべきという見解から反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私はこの請願に賛成する立場で討論をしたいと思えます。

まず請願項目をご覧いただきたいんですけども、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認を行わないよう意見書の提出をしてくださいということですけども、私はですね、集団的自衛権の行使は必要だと思っております。しかしながらその手法、憲法解釈という手法に問題があると思います。

まず、憲法とはどういうものか、分かりやすく説明させてもらいたいんですけども、国民の権利や自由を保障するためにですね、国民が国家権力に課すものです。

したがって憲法を改正するのは国会だけではできません。それと同様に憲法の解釈も国民の理解なくして変更することはかなわないと。それを許す、それがどういうことかと言いますとですね、ここに書いてあります、立憲主義の否定ですけども、もっと言うなれば独裁です。このような憲法解釈の変更による手法は、私は反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成討論、15番。

○議長（野口 俊明君） 討論があるということです。まず委員長報告に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 委員長報告に反対する、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を出すという委員長報告に反対する立場での討論をさせていただきます。

正直申し上げまして、本当にさっきのさっきまで、この案件について賛成すべきか反対すべきか悩んでおりました。委員長報告に賛成する理由としては、先ほど加藤議員が述べられたとおりであります。民主国家として国家の基本理念である憲法を時の内閣の解釈で変更するというようなことは、立憲国家としてはあってはならない恥ずべきことだと私は思います。

しかし、今の日本がおかれております状況を見る時、大杖議員も言われましたけれども、中国の軍事的脅威が本当に心配されるなか、また今でこそ大国間での戦争はあり得ない状況になってきましたが、世界各地では民族間の紛争であったり、宗教や部族の対立による内戦内乱が相次いでいる中で、本当に世界の平和を求めるのであればそういった世界の紛争に中立的な国家が軍事威力、必要最小限の軍事威力をもってそこに平和的な解決を求めて介入するということは必要なことであります。

そういった意味で今の日本の憲法には、非常に不備な点、問題な点がたくさんあると思います。私は正々堂々と、今こそ憲法改正の論議をし、真に平和を求める国家として、必要最小限の武力を行使するそういう国であらねばならないと思っています。今回の陳情趣旨につきましては、そういった集団的自衛権は、反対だということから出ている陳情であります。冒頭申しあげましたように、解釈による憲法改正ということは許すことはできませんけれども、陳情趣旨から総合的に判断しまして、今回の陳情は採択すべきではないと考えますので、よろしくお願いたします。終わります。

○議長（野口 俊明君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君

○議員（15番 西山 富三郎君） 委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

まず一つには、日本が国際社会に生きるために必要だというなら国会で論戦に臨み、憲法96条を定めた改正手続きを進めるのが筋だと思います。この点については近藤議員も賛成だと思います。

次に、日本は自国を守るための必要最小限の実力しか持たない、海外では戦争しないという認識、これは戦争の反省から生まれた平和主義であり、憲法の基本

理念の一つであります。この原理は、自衛隊や PKO や人道復興支援で海外に行くようになっても変わらないと思います。集団的自衛権をめぐる解釈は、国会での長年の議論を通じて定着したいわば政府と国民との間の合意だと思っています。

時の首相の一存で決められるならば、さきほど加藤議員がおっしゃいました民主国家がより立って立つ、立憲主義が壊れると思います。戦争は国民から基本的人権を奪い、勝敗が決める前に国民の命が大量に失われ、生存者も恐怖政治のもとで精神を統一される危険性があります。

最後に、防衛政策における憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使は、戦後ある日本が、憲法 9 条の下、専守防衛に徹し戸別自衛権に限定して奉仕するための必要最小限の防衛力を保持し、海外に自衛隊を派遣して、軍事力を行使することはしないという原則から逸脱するものであります。よって委員長報告に賛成するものであります。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」「議長、7 番」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） そういたしますと、まず委員長報告に反対者の発言を許します。7 番いいですか。

[「賛成討論」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 反対者の発言はありませんか。

次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 海外で戦争する国にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願、私は採択すべきと委員長報告通り、採択すべきと考えます。

安倍政権です、今の。特定秘密保護法、武器輸出 3 原則の撤廃、消費税増税、介護や医療の縮小、TPP の推進等々ですね、国民の願いに反した政策を次々と打ち出して、安倍さんは、怖いとか危ういというそういう声があちこちで聞かれるほど今暴走を続けております。

そして今この大問題になっている集団的自衛権行使の問題に至りましては、その極みに達したというふうに私は思います。この集団的自衛権行使の問題については、その内容もですが進め方も最悪と言わなければならないというふうに思います。

まず第一の問題点は、集団的自衛権の行使は、憲法に違反するということです。

集団的自衛権の行使というのは、日本が武力攻撃を受けていなくても、海外で他国のために武力行使をして戦争をするということです。いくら限定的であろうと、集団的自衛権を行使するということは、武力の行使を認めるということであり、明らかに憲法 9 条、国の交戦権はこれを認めない、その条項に違反するものであります。

第 2 の問題点は、だからこそ自民党政権による歴代の内閣はこれまで一貫して集団的自衛権の行使は、憲法の許容する自衛権の範囲を超えるものであり許されない。そういう見解を堅持してきたのであります。先ほど西山議員もおっしゃられたとおりです。それを安倍首相は 1 内閣の判断で、強引に憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使はできるという結論を得ようとしているんです。これは権力者による勝手な憲法解釈であり、憲法は権力を縛るものという先ほどからの議論がありますが、そういう立憲主義を否定するものであります。このように今安倍政権がやろうとしていること、これは現在の憲法の下で、戦後 70 年間平和国家としてあり続けてきた日本の方向を 180 度転換しようとするものであり、まさにそれは戦前の日本を想起させるものではないでしょうか。

第 3 の問題点は、集団的自衛権の行使はできるという憲法解釈の変更について、自分の考えと同じくする内閣法制局長官の首をすげ替えたり、単なる私的諮問機関である安保法制懇談会に都合のいい報告をさせたということです。しかし、5 月 15 日に行われたこの報告は、到底納得がいくものではありませんでした。だから公明党との与党協議でもいろいろな条件のメニューを次々と出してきて、それでも説得しきれないんです。説得しきれないというのは、集団的自衛権の行使容認が、根本的に間違っているからであると思います。

第 4 の問題点は、国にとってこんな重大な問題を国会での十分な審議もなく、ましてや国民的な広い議論もないまま、与党だけの協議、いわば密室での協議で結論を得ようとしているということです。

改憲論者の慶応大学名誉教授の小林節さんも、それから先日も紹介しましたが、自民党元幹事長の加藤紘一さんも行使を容認したいのなら正々堂々と会見を国民に提起すべきだと痛烈に批判しておられます。それは今近藤議員もおっしゃったとおりのことです。報道機関の世論調査によりますと、反対が賛成を大きく上回り過半数を超えています。また特定秘密保護法の時のように、日本弁護士連合会などの法律家や研究者、多くの文化人、団体が反対を表明しています。国民の声を聞かない民主主義に反するやり方は、独裁的なクーデターと言ってもいいでしょう。もしそれがいい過ぎなら、自民党の数にもものを言わせた安倍政権のおごり

ではないでしょうか。安倍政権の思惑どおり、集団的自衛権の行使容認に進んでしまったら、自衛隊が海外で武力行使をするようになり、自衛隊員が殺され、殺すということになります。これは決して大げさなことではありません。現に、アメリカが過去に関わったベトナム戦争、イラク戦争、アフガン戦争などで集団的自衛権の行使として派兵された韓国軍 NATO の国々は多数の死者が出たのであります。アフガン戦争で、ナトウ各国の犠牲者は 1,032 人、そのうちドイツ軍は後方支援に参加したのにも関わらず、55 人の死者を出しています。今集団的自衛権行使容認を決める時ではありません。中国や北朝鮮の脅威を理由に賛成する議論があります。先ほど近藤議員はそのことをおっしゃいましたが、これは集団的自衛権とは私は関係ないと思います。万が一中国が、万が一ですね、中国が攻撃してきたら、それは個別的自衛権を行使すればよいことだというふうに思います。それに中国も決して武力衝突を望んでいるわけではないはずです。その証拠に西沙諸島でベトナムとの紛争が起こっていますが、武力衝突を避けるために中国とベトナムの外交トップ同士が政治的外交的努力で解決を諮るために会談をしたということが、昨日 19 日の新聞は伝えております。まさにこれこそが、国際紛争を解決するための望ましい今後の世界のあり方ではないでしょうか。アセアン、東南アジア諸国連合ですが、これは紛争を戦争にしないために 1 年間に 1,000 回以上、つまり毎日 3 回以上話し合いをしているということがそうです。日本としては、これを北東アジアにも広げることが、優先されるべきことではないでしょうか。

先日の私の一般質問で、森田町長が答弁されたように、これまで世界平和を希求してきた日本が、先頭に立って武力による紛争解決ではなく、外交努力による解決に寄与できるよう尽力する、このことこそがこれからも日本の進むべき方向だと私は確信します。これが憲法 9 条の精神です。この平和憲法は、改憲の危機を乗り越えながらも、70 年近く存続し、日本の針路を示す羅針盤となっております。今や日本の宝と言ってもいいでしょう。我々日本人は、この憲法 9 条を誇りとし、これを武器として改革つくる武器として国際貢献すべきではないでしょうか。

ですから、武力による解決という手段である集団的自衛権の行使容認は絶対に認めるべきではありません。皆さんこの請願を採択して大山町議会の良識をしめそうではありませんか。そのことを再度訴えて、賛成討論とします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立少数です。したがって、請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長(野口 俊明君) これから請願第5号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願について委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) これで討論を終わります。

[「賛成討論ありますよ」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。

○議長(野口 俊明君) 15番 西山 富三郎君。

○議員(15番 西山 富三郎君) 賛成討論をいたします。

去る6月12日の朝日新聞の記事を紹介します。自民党の元官房長官加藤紘一氏は、僕の田舎の講演会事務長は、16歳で少年兵になった。朝食を一緒に食べた同期の仲間が隣りで頭を打ち抜かれて死んだ。いずれ自分も死ぬ。その前に恋がしたい。それで慰安所に行った。行列ができていて、早くしろと後ろからせつかれる。ようやく順番がきてむしろの仕切りの中に入ったら朝鮮の女性が死んだように寝ていたようだ。申し訳なかった。戦後心のなかで女性に謝り続けていたんだ。僕は体験者から直接話を聞いた人間として、発言しつづけると言っています。

政府要人による強制連行はなかった等の発言は、被害者の女性たちの人権を深く傷つけています。人倫に遠く禽獣に近く振る舞いだと私は思います。女性の名誉と尊厳の回復を行うことは当然であります。

昨日の日本海新聞の記事を紹介します。

それによりますと、政府は従軍慰安婦問題で旧日本軍の関与と強制性を認めた

1993年河野官房長官談話の検証結果を本日20日に衆議院予算委員会理事会へ報告するそうです。18日に与野党が確認しているそうであります。安倍首相は、河野談話について見直すことは考えないと明言しています。検証作業後、継承する方針を表明しているそうであります。これこそ皆さん与野党を超えて忌まわしき歴史に警鐘を鳴らすべきではないでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「議長、7番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大杖 正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 私は日本軍慰安婦問題への誠実な対応を求める請願について提出の反対という立場で討論いたします。

従軍慰安婦問題については、先ほど西山議員がおっしゃいましたように、平成5年日本政府は、河野洋平当時官房長官談話において、軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題として、元慰安婦の方々に対するお詫びと反省の気持ちを表明しております。その上で、元慰安婦の方に対する償いの事業を行うことを目的とした女性のためのアジア平和基金に対して運営費を負担するなど募金活動にも大きく全面的に協力しております。また、日本政府はこれまで機会あるごとに元慰安婦の方々から心からお詫びと反省の気持ちを表明し、既に誠実な対応をきたしたものと考えております。

したがって、これらの問題は、政治問題化とか外交問題化させずに内外の歴史学者や有識者によって様々な問題が検討されるべきと考えます。よってこの請願に反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） この慰安婦問題ですが、1993年当時の河野官房談話によって、政府の関与と強制連行を認めて率直に反省し、韓国に謝罪したのであります。それにも関わらず、桜田文部科学副大臣、あるいは日本維新の会の議員らが、強制連行はなかったというふうな主張をしはじめたために、国連でも日本への批判が集中したものであります。日本軍によって慰安婦とされた過程には、強制性があったとする政府の聞き取り調査によって判断されたものあります

し、日本の裁判所も強制性を認定したものであります。そのため、日本軍慰安婦問題が性奴隷の問題であり、女性への人権侵害であることは、既に国際社会の共通認識になっております。だから河野談話を見直すべきとか、検証すべきだというふうな主張は否定されなければなりません。都合の悪い歴史を隠したり改ざんしたりするのではなく、歴史の真実に向き合い、誠実に誤りを認め、今後の教訓としてこそ、日本はアジアと世界から信頼され、尊敬される国になることができるというふうに私は思います。よって、この慰安婦問題への誠実な対応を求める請願、採択すべきと考えます。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第5号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） この陳情をよく読ませていただきまして、その項目なんですけども、私が聞きたいのは、陳情事項としての2番目と8番目に対してでございます。

社会保障分野の人材確保と処遇改善というふうな文言がありますけれども、処遇改善、どういった内容での処遇改善を検討されたのか。

それとですね、8番目の人件費削減など行革指標に基づく、地方交付税の算定とありますけども、私ちょっと認識、間違っていたらごめんなさい。今回の陳情の中にはうたっているけど、実際これ経費削減というのが本当にそれが実行されるようになっているのかどうかちよっと分からなかったんですけど、その辺の議論が委員会の中であったのかどうかということをお尋ねします。

○議長（野口 俊明君） 総務常任委員長 杉谷 洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） 私たちも組合の委員長を委員会に招致いたし

まして、いろいろ審議をいたしました。

で、先ほどですね、米本議員のほうから人件費云々というようなことがあってね、地方財源というのは、国もしっかり考えてくれなくちゃ国の一方的な判断ですね、これを推し進めていくということはですね、地方にとっては非常に不利なところがありまして、そういうことをですね、全体的に鑑み、これについての陳情は採択するものということで決しました。

まあ細かいところはですね、いろいろありましたけど、今ここでどうこうというよりいろいろ皆さんと一緒にって一生懸命審議して委員長も交えて審議してこういう結果、全員が採択ということになりましたので、うまく説明ができなかったかも分かりますけど、よろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第17 発議案第2号

○議長（野口 俊明君） 日程第17、発議案第2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長 西尾 寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博一君） ただいま議題となりました発議案第2号「手話言語法」制定を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成26年6月20日、提出者 大山町議会教育民生常任委員会委員長 西尾寿博。

ただいま議題となりました発議案第 2 号の提案理由のご説明をいたします。

平成 26 年 6 月 6 日教育民生常任委員会に付託されました陳情第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書、手話は、音声ではなく、手や指、身体などの動きや表情を使い、独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

しかしながら、昭和 8 年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるなど、ろう者の尊厳が著しく傷つけられてきた長い歴史がある。

平成 18 年に国際連合総会で採択された障がい者の権利に関する条約では、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、フィンランドの憲法をはじめ、世界では憲法や法律に手話を規定する国が増えてきており、これは世界的な潮流となっている。

我が国では、平成 23 年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることは明確に位置づけられているものの、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。

鳥取県では平成 24 年 10 月に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念、手話の普及のため基本的事項等を定めた手話言語条例が制定された。これを契機に大山町でもさまざまな取り組みが進みつつあるが、このような取り組みを着実に根付かせるためには、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語法（仮称）を制定することが必要である。

よって、国におかれては、手話の思い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら、手話言語法（仮称）を制定するよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 20 日、鳥取県大山町議会。

あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三、文部科学大臣 下村 博文、厚生労働大臣 田村憲久、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 山崎正昭様、以上です。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第 2 号 手話言語法（仮称）の制定を
求める意見書の提出について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありません
か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

[「議長、休憩をお願いします。」「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

なお、今回の休憩動議につきましては、休憩の間に総務委員会より否決案件の
事件の撤回の処理があります。休憩します。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

先ほど教育民生常任委員長 西尾 寿博君より発言訂正の申し出がありました。
内容は、先ほど読んだ意見書の中で、鳥取県では平成 24 年 10 月に手話言語条例
が制定というように読まれましたが、正しくは、25 年 10 月が正しいということで
訂正の申し出がありました。

ただいまの発言訂正について許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって申出のとおり許可することに、決定しました。

続いて、休憩中に杉谷総務常任委員長から、本日、総務常任委員会が提出した日程第 18、発議案第 3 号と、日程第 19、発議案第 4 号について撤回したいと申し出がありました。

理由は、意見書提出の発議を予定していたが、先ほどの審議で発議案の元になる請願が不採択と決定したため、発議案を撤回したいというものであります。

議題となる前の撤回請求ですので、議長が許可いたしました。

したがって、当該日程番号を欠番にします。

日程第 20 発議案第 5 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 20、発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

提出者 総務常任委員長 杉谷洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） 昼まではちょっと元気がなかったということですので、昼から元気をつけて大きくやりますので、よろしくをお願いします。

では、発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 20 日提出、提出者大山町議会総務常任委員会委員長 杉谷洋一。
提案理由のご説明をいたします。

平成 26 年 6 月 6 日総務常任委員会に付託されました陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方

自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求める。

記、1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。

5. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日鳥取県大山町議会。

あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣官房長官 菅 義偉様、総務大臣 新藤義孝様、財務大臣 麻生太郎様、経済産業大臣 茂木敏充様、経済財政政策担当大臣 甘利明様 以上です。よろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 決議案第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 21、決議案第 1 号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 吉原美智恵君。

○提出者（吉原 美智恵君） ただいま議題となりました決議案第 1 号の提案理由の説明をいたします。

決議案第 1 号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 20 日、提出者 大山町議会議員 吉原 美智恵。賛成者は、西尾寿博議員、杉谷洋一議員、岩井美保子議員、大森正治議員です。

提案理由を申し上げます。

現在、協議が行われている参議院選挙制度改革については、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議するものであります。

それでは、決議文を朗読いたします。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議、参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっていく。その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、選挙区を全国区と地域代表的性格を有する地方選出議員を選出するための地方区に分けられ、昭和25年の公職選挙法の制定による選挙規定の統合統一後、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成25年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成28年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度改革に関する検討会の下に各党派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」という案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々大山町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

平成26年6月20日鳥取県西伯郡大山町議会。以上で、決議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、決議案第 1 号について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） まずお断りしておかなければならないのは、私はこの合区そのものには反対だということです。

しかし、この決議の文面を読みますと、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、という文言がありますけれど、私はここにはこだわるべきではないというふうに思います。選挙区を代表した議員ではなく、日本を国民を代表した議員を選出すべきだと思います。すなわち比例代表を中心とした選挙区制度にすべきだと思います。この中にも書かれているように、平成 25 年度参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で 4.77 倍という 1 票の格差、という文言がありますけれども、選挙区にこだわれば、必ずこの 1 票の格差というものを避けて通ることはできません。考えていただければ、普通の選挙で、例えば私が自分の投票権以外の物を使って再び投票すればそれは選挙違反です。

ところが今、25 年度の参議院選挙では、かたや 1 票の人と、かたや 4.77 倍の人がおられます。そういうことが許されていていいのか。そこに司法の判断が入ってることだと思います。

しかし、選挙区制度にこだわればこれが 1 対 2 とかという数字にはなるのかもしれないけれども、それではやはり国民の民意というものは正しく反映できているとは言えないと思います。そういう意味ではより民意を正しく反映できる比例代表を中心とした選挙制度に改めるべきだと思いますので、私はこの決議に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第22、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、1番目は、7月10日から7月11日まで、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員セミナー受講のため、西山富三郎議員を派遣するものです。

2番目は、7月16日から7月18日まで、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員セミナー受講のため、圓岡伸夫議員を派遣するものです。

3番目は、8月4日から8月5日までの2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員特別セミナー受講のため、遠藤幸子議員、杉谷洋一議員、野口昌作議員、野口俊明議長、岩井美保子議員の5人を派遣するものです。

4番目は、8月28日に三朝町で開催される鳥取県町村議会議長会主催の広報研修会に大森正治議員、米本隆記議員、圓岡伸夫議員、大杖正彦議員、大原広巳議員、加藤紀之議員の6人を派遣するものです。

5番目は、9月2日、大山町で開催される西部町村議会議長会主催の自治功労表彰式及び研修会に、議員全員を派遣するものです。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第23 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第23、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情について、閉会中の継続審査の申し出が

ありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 24、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 25 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 25、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、陳情第 6 号 少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
-

日程第 26～31 閉会中の継続調査について

- 議長（野口 俊明君） 日程第 26、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 31、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 6 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会基本条例調査特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

- 議長（野口 俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 5 回大山町議会定例会を閉会します。

- 局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午後 1 時 23 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 杉谷 洋一

署名議員 野口 昌作